

日教庶第162号  
令和4年(2022年)6月10日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

### 令和4年度第3回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第3号により、下記のとおり令和4年度第3回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

#### 開催日時

令和4年(2022年)6月16日(木) 午後2時

#### 開催場所

506会議室

#### 案件

#### 議案

第13号 教育委員会職員人事の専決処分について

第14号 第29期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について

第15号 第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について

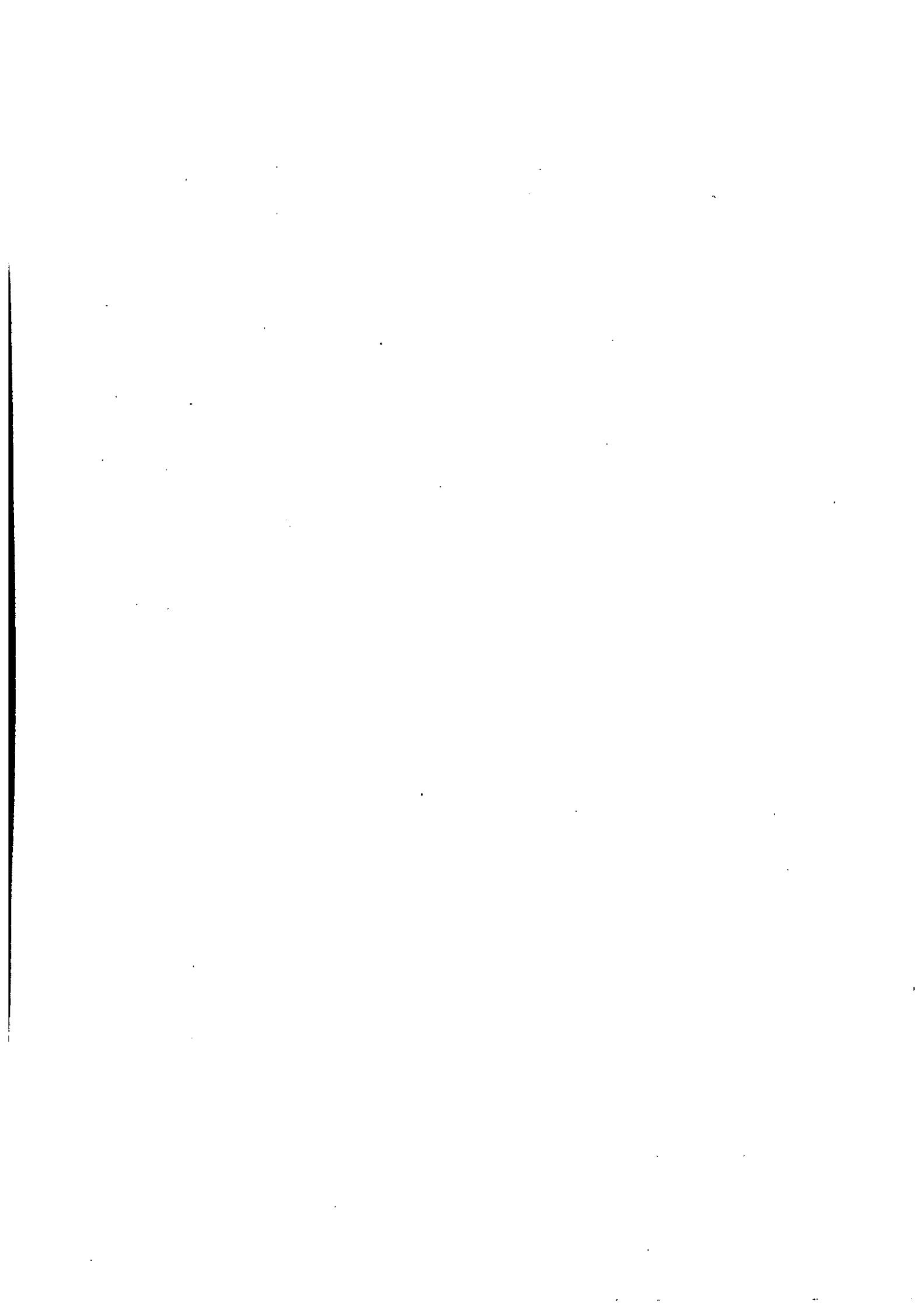
第16号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

#### 請願

第4-2号 教職員の多忙化・やらされ感の元凶「児童生徒のためにならない調査もの・報告書」をなくすよう、文科省・都教委・現場に伝えるよう求める請願

#### 報告事項

第9号 行政情報の公開請求



議案第13号

教育委員会職員人事の専決処分について

上記議案を提出する。

令和4年6月16日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

省略

議案第14号

第29期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和4年6月16日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和4年6月30日をもって第28期日野市公民館運営審議会委員の任期が満了となるため、日野市公民館設置条例（昭和40年条例第11号）第6条の規定に基づき、委嘱するものです。

## 第29期日野市公民館運営審議会委員名簿

	氏名	住所	備考	期
1	今尾 恵介		地図研究家 (学識経験者)	4
2	須崎 奈緒美		公民館利用者代表 (社会教育の関係者)	4
3	丹間 康仁		千葉大学 准教授 (学識経験者)	3
4	松永 式子		日野市公立小学校校長会代表 (学校教育の関係者)	3
5	斎野 美紀		公民館利用者代表 (社会教育の関係者)	2
6	諸星 智子		公民館利用者代表 (社会教育の関係者)	2
7	生島 美和		帝京大学 准教授 (学識経験者)	新
8	松川 紀子		平山中地区青少年育成会 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	新
9	木戸場 美和		公募による市民	新
10	中野 純平		公募による市民	新

任期 自 令和 4年 7月 1日

至 令和 6年 6月 30日

### 《関係法令》

○社会教育法(昭和24年法律第207号)  
(公民館運営審議会委員)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

〈日野市公民館設置条例〉  
(委員の委嘱及び定数)

第6条 公民館運営審議会委員(以下「委員」という。)は、教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8人以内

(2) 公募による市民 2人以内

議案第15号

第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和4年6月16日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和4年7月6日をもって第31期日野市文化財保護審議会委員の任期が満了となるため、日野市文化財保護条例（昭和57年条例第28号）第41条の規定に基づき、委嘱するものです。

【第32期日野市文化財保護審議会委員候補】

(敬称略)

番号	氏名	住所	備考	専門分野	期
1	久保 純子		早稲田大学教育学部教授	地形学	5期
2	山田 幸正		東京都立大学ブレミアムカレッジ特任教授	建造物	5期
3	内野 秀重		八王子市長池公園園長	自然	2期
4	加藤 幸治		武蔵野美術大学教授	民具学・民俗学	2期
5	山口 英男		東京大学史料編纂所教授	歴史学	2期
6	青木 敬		國學院大學教授	考古学	新任
7	多田 仁一		中央大学人文科学研究所客員研究員	歴史学・古文書	新任

任期 自 令和4年7月7日

至 令和6年7月6日

## 【参考法令】

### 文化財保護法

(地方文化財保護審議会)

第190条 都道府県及び市町村(いづれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関する当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### 日野市文化財保護条例

(設置)

第37条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会に、日野市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第38条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要な事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第39条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第40条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の選任)

第41条 委員及び臨時委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第42条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終ったとき退任するものとする。

議案第16号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和4年6月16日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

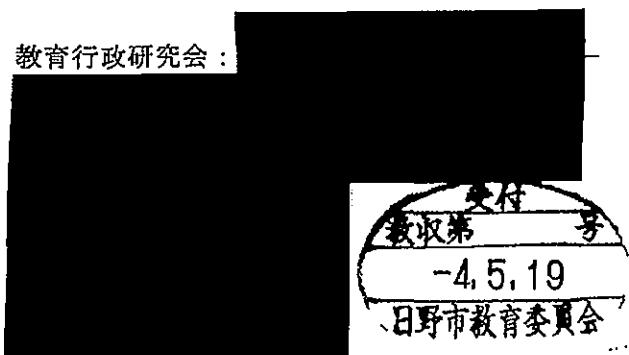
非公開

## 請願審査

請願番号	請願第4-2号
受付年月日	令和4年5月19日
件名	教職員の多忙化・やらされ感の元凶「児童生徒のためにならない調査もの・報告書」をなくすよう、文科省・都教委・現場に伝えるよう求める請願
請願者住所 氏名	[REDACTED]

教職員の多忙化・やらされ感の元凶「児童生徒のためにならない調査もの・報告書」をなくすよう、文科省・都教委・現場に伝えるよう求める請願

教育行政研究会 :



始めに、6月の定例会（9日（木）は市議会と重なるので、それ以降と思われる）の審議では、請願の内容の意見陳述を希望します。会場がたとえ506会議室であっても、性能の良いマイクを使用する（堀川拓郎氏と、教育委員の高木健夫氏・西田敦子氏・眞野広氏・東桜子（あずまさくらこ）氏の机上に必ず最低「2人に1本」置く）ようお願いしたい。2020年9月は、特に東桜子氏は声が小さい上に、マスクの中で声がくぐもって、何を言っているか、全く聞き取れなかつたので。なおスピーカーの向きは、委員の方に向けるのではなく傍聴席の方に向けること！

## 1 請願の背景と請願事項

文部科学省財務課（村尾崇課長）が2月25日、オンライン開催した「学校働き方改革フォーラム」を本会は全て視聴しました。同フォーラム開始時間に文科省がHPで公表した『改訂版学校の働き方事例集』（以下、『改訂事例集』）は学校現場にそのまま紹介せず、この請願内容こそ学校現場はもとより文科省・都教委にもしっかりとお伝え頂ければ幸いです。

その際、「2.要望事項の根拠となる重要な情報」で触れた月刊『紙の爆弾』2022年5月号の分析・批判記事（全文は5月9日（月）、庶務課係長・廣田隆二さんに提供済み）も学校現場・文科省・都教委にしっかりとお伝え頂きたい。

1-1 『紙の爆弾』2022年5月号の「2番目の小見出し 3校の取組みの陥穿」の「1点目」にある授業でのICT活用、とりわけ社会・音楽・道徳のデジタル教科書・デジタル教材を使用することになったら、育鷹社版“教科書”を発行している改憲政治団体・日本

会議系のグループと分裂前の、“新しい歴史教科書をつくる会”系・扶桑社版公民“教科書”のラモス瑠偉氏の話にあるような“国威発揚”の映像等により、“愛国心”を煽り立てないよう、また、自衛隊・米軍基地等世論の分かれる政治問題の学習で「自衛隊や日米安保条約は合憲。役立つ」という具合に、保守政党的政策や政府見解だけを“正答”だと誘導しないよう、あるいは「軍隊ってカッコいい」といったムード作りに乗っからせないよう、お願いします。

“君が代”“愛国心”や自衛隊・日米安保条約といった軍事問題は、立憲主義の野党の政策や意見、憲法学会の見解（“君が代”“愛国心”反対や自衛隊違憲論、自衛隊増強への反対意見、日米安保条約と称する軍事同盟の危険性）も授業で扱い、政治的中立性を維持して下さい。

1-2 千代田区立麹町中が工藤勇一校長（6歳）当時、民間企業と連携し導入した「生徒を正答に導くAI教材」は、本市では採用しないでほしいけれど、万一採用の場合は、社会科については、「1-1」で述べた懸念・心配を学校現場にお伝え頂きたい。

1-3 『紙の爆弾』2022年5月号の「2番目の小見出し 3校の取組みの陥穿」の「3点目」にある「職員会議ペーパーレス化」に“便乗”し、「会議の時間短縮」と称し、職員会議を教委の政策・施策の伝達機関だけの場に“成り下げる”ことがないよう——例えば担任教員が、職員会議で卒業式の“君が代”に反対意見を持つ児童生徒への配慮を、校長や他の教員らに求める等の発言を保障する等——、「文科省や都教委の政策より、児童生徒の人権を大切にする学校」にして下さい。

本会は「校長の補助機関」ではなく、児童生徒のためにも議決機関に戻すべきだと思います。

1-4 『紙の爆弾』2022年5月号の「2番目の小見出し 3校の取組みの陥穿」の「4点目」にある、千葉市立加曽利中スクール・サポート・スタッフ（21年度から教員業務支援員と改称。以下“支援員”）は、一般教諭でなく管理職の仕事軽減の方が重点に思えます。“支援員”をもし活用するなら、管理職でなく一般教諭の仕事軽減に注力させて下さい。

1-5 「1-4」に関連し、本会としては『紙の爆弾』2022年5月号の「2番目の小見出し  
220519提出請願 1頁

3校の取組みの陥穀」の「4点目」にある、  
——都教委は「パートのような“支援員”（教員免許を持たず授業はできない）の配置でなく、とにかく国・文科省が正規の教員定数を増やしてほしい」と口を揃える。——の通り、文科省が十分には取り組んでいない「教員定数増」について、副校长や主幹教諭ではなく、一般教諭の増員（特に小学校英語と理科の専科教諭増）に邁進しろと、貴教委から文科省・都教委にしっかりとお伝え頂きたい。

1-6 『紙の爆弾』2022年5月号の「3番目の小見出し 政治色の濃い“調査”ものや報告書が多すぎる」が、

——都教委は、前述の2月17日付「令和3年度学校働き方改革」の報告の「学校マネジメント強化モデル事業実施」の項で、「副校长を直接補佐する会計年度任用職員を配置し、同職員が行政機関からの調査対応や教職員の服務管理、来客対応等の業務を…実施 → 副校長の在校等時間が縮減」（傍点は筆者）と明記。この副校长補佐要員配置を22年度は「都立学校134校、小中894校」に拡充すると宣言している。——

と指摘している通り、都教委の税金の使い方は間違っている。

よって、貴教委から都教委に、

(1)「学校マネジメント強化事業」を実施しないようにし、余った予算で小学校英語専科教員を全校に完全配置（できれば理科も）をすぐ実現しなさい

(2)調査ものや報告書提出は、①“君が代”実施状況、②7年ほど前、文科省が元“ヤンキー教師”こと自民党的政治家・義家弘介氏(51歳)の言いなりになって職員会議の議決方法を根掘り葉掘り調査した政治的調査——のような、児童生徒の教育に関係ない、政治家や右翼官僚の自己満足のための調査ものは廃止し、いじめ・不登校・SNS等、児童生徒の役に立つ調査ものや報告書に絞る

こういった2点で、意見書を出して下さい。

1-7 『紙の爆弾』2022年5月号の引用する、都教委指導部長・藤井大輔氏（58歳くらい。宿泊防災訓練と称し、都立田無工業高校・大島高校の生徒を自衛隊駐屯地に連れて行き、“行進訓練”させたり、「突撃！」のスライドを見せた男。教育者とはとても言えない非適行為です）が今年1月25日出した調査指示文書は、区市町村教育長に対し、「式当日の午後3時までに多摩事務に、多摩事務は5時までに、都教委に報告しろ」などと、時間指定までして、生意気です。

貴教委から、あるいは堀川拓郎さんも出席す

る各市教育長の集まる会から、藤井大輔氏に抗議文を出して下さい。

1-8 『紙の爆弾』2022年5月号の「3番目の小見出し 政治色の濃い“調査”ものや報告書が多すぎる」にある通り、都教委のしつこい“君が代”調査の元凶は、元文部事務次官・高石邦男氏（21年1月3日、90歳で死去）が初等中等教育局長だった85年8月28日、都道府県・指定都市教委教育長宛出した“徹底通知”です。

この高石邦男氏は、

——1989年リクルート事件・収賄罪容疑で逮捕・起訴。90年の衆院選に福岡3区から自民党中央曾根派から立候補予定だったが、同党の公認を得られず無所属で出馬し落選。02年最高裁で懲役2年6か月、執行猶予4年、追徴金2270万円の有罪判決が確定。——

という経歴の人物です。

“君が代”調査を始めた高石邦男氏のこの経歴（特に太字・ゴシック箇所）を、貴教委は（副）校長会でお伝え下さい。

また、その際、1985年11月15日の衆議院文教委員会で、（逮捕前の）初等中等教育局長だった高石邦男氏の“君が代”を巡る暗躍、を追及なさった佐藤徳雄議員（旧社会党。小学校教諭出身）の以下の質問も、（副）校長会でお伝え下さい。

↓

○佐藤（徳）委員 おかしいですね。文部省の方が配ったのにどうして文部省が否定されるのですか。私はこの資料を文部省に提出してもらおうと思いまして要求をいたしましたら、その文書を発した覚えがないというあります。ところが、私の調べでは八月二十八日にこの文書を出していますね。しかも中身が重要なんあります。例えば「国旗、国歌の法的根拠」の問題については、「「日の丸」を国旗とし、「君が代」を国歌とする法的根拠はないが、長年の慣習により、」云々とあります。そして、「「君が代」の歌詞は、「天皇の御代は、千年も万年も、小石が成長して大きな岩となって、それにこけがはえるまで、いつまでも続いてお榮えになるように。」と言う意味であるが、現行憲法の下では、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇をいただく日本の繁栄を願ったものとして、理解すべきである。」とまで書いてあるのです。文部省が出た文書ですよ。どうなんですか。

大体、我々が審議しておるので、資料要求して拒否して、出したこともないなんて言いながら、一方ではこういうのを配っているのは国会軽視じゃありませんか。どうなんですか。

## 2 要望事項の根拠となる重要な情報

月刊『紙の爆弾』2022年5月号は提供済み。  
220519提出請願 2頁(了)



報告事項第9号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和4年6月16日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	5月2日	5月16日	2 日野市教育委員会事務局が堀川氏にレクチャーした全文書	全部公開
2	5月6日	5月19日	1. 都教委が1月25日に出した2022年3月の卒業式の"君が代"等調査指示文書を受け、日野市教委が (1) 当時の教育長(代理)や事務局内でどうするか協議した文書 (4) 市立小中学校から報告を受けた内容を当時の教育長(代理)や事務局内でどうするか(どう都教委に報告するかを含め)、協議した文書  2. 2022年4月の入学式の"君が代"等の調査を受け、日野市教委が (1) 当時の教育長(代理)や事務局内でどうするか協議した文書 (4) 市立小中学校から報告を受けた内容を当時の教育長(代理)や事務局内でどうするか(どう都教委に報告するかを含め)、協議した文書	不存在
3	5月6日	5月19日	1. (1)公立小・中学校、義務教育学校、都立高等学校、都立中等教育学校、都立特別支援学校等における令和3年度卒業式及び令和4年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について(依頼) (2) (様式I 卒業式) 令和3年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書(小)	全部公開

		<p>学校 17 校・中学校 8 校分)</p> <p>(3) 令和 3 年度卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（回答）</p> <p>（様式 I 卒業式）令和 3 年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書〔日野市教育委員会〕</p> <p>令和 3 年度卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（回答）</p> <p>（様式 I 卒業式）令和 3 年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書〔日野市教育委員会〕</p> <p>2.</p> <p>(1) 公立小・中学校、義務教育学校、都立高等学校、都立中等教育学校、都立特別支援学校等における令和 3 年度卒業式及び令和 4 年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（依頼）</p> <p>(2) （様式 II 入学式）令和 4 年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書（小学校 17 校・中学校 8 校分）</p> <p>(3) 令和 4 年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（回答）</p> <p>（様式 II 入学式）令和 4 年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書〔日野市教育委員会〕</p> <p>令和 4 年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（回答）</p> <p>（様式 II 入学式）令和 4 年度</p>
--	--	---

			入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書〔日野市教育委員会〕	
4	5月19日	6月1日	<p>1. 日野市立小中学校の道徳授業地区公開講座の 2022 年度の開催日時（分かれば授業のテーマや使用教材、授業終了後等の研究協議会のテーマと講師名も開示下さい）</p> <p>2. 2021 年 4 月から 2022 年 5 月 19 日までの市立小中の道徳授業地区公開講座の</p> <p>(1)授業内容（教材、児童生徒の反応等）</p> <p>(2)研究協議会（講師レジメ、講師紹介、参加者概数等）について</p> <p>①各校から受けた報告</p> <p>②教委事務局でまとめたもの</p> <p>3. 文書保存年限で遡れる過去から 2022 年 5 月 19 日までの中学校職場体験（主に 2 年生か）で、派遣先が防衛省自衛隊（関連施設を含む）である学校名と学年の人数（あれば報告書やまとめたもの）</p> <p>1. と 2. が重複する場合は、詳しい内容の方を出して下さい。</p>	全部公開及び 不存在
5	5月19日	6月1日	2 日教情第 17 号の最後の方にある 2016 年 (H28) 年度以降の児童生徒によるプレゼンテーション大会の開催通知と、発表内容をまとめたもの	全部公開

6	5月19日	6月2日	日教教第28号のP1~2に少し 出ています 教育センター運営審議会（年2 回くらい開催しているようで す）の会議録は溯れる年度から 本日まで 配布資料は2019年度以降（特支 教育は対象外としてよい）	全部公開及び 部分公開及び 不存在
---	-------	------	---	-------------------------